

介護予防・日常生活支援総合事業



介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は市町村が中心となり、要支援者等に対して効果的かつ効率的に支援等を行う事業です。

地域で自分らしく暮らし続けていくために、総合事業を利用して自立した生活を続けましょう。

四街道市

総合事業の利用までの流れ

相談・受付

地域包括支援センターまたは市役所高齢者支援課へ

介護認定を受ける

基本チェックリストを受ける

認定

非該当

生活機能の低下がみられた方

自立した生活を送れる方

要介護1～5の方

要支援1・2の方

一般介護予防

介護サービス

介護予防サービス

介護予防・生活支援サービス事業

一般介護予防事業

総合事業には、要支援1・2の認定を受けた方（要支援者）、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方（事業対象者）及び要介護1～5の認定を受け、補助や助成の方法により介護予防・生活支援サービス事業を継続的に利用する方（継続利用要介護者）が利用できる「**介護予防・生活支援サービス事業**」と65歳以上のすべての方が利用できる「**一般介護予防事業**」があります。

本市では、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス及び通所型サービスを利用する場合、介護予防ケアマネジメントに基づくケアプランを地域包括支援センター等に作成してもらう必要があります。

総合事業で利用できるサービス

介護予防・生活支援サービス事業

【対象者】

- ①要支援者
- ②事業対象者
- ③継続利用要介護者

【主なサービス内容】

①訪問型サービス

ホームヘルパーが訪問し、調理や掃除などを一緒に行い、利用者ができることが増えるような支援を受けられます。

②通所型サービス

デイサービスセンターで、食事・入浴などのサービスや生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどが日帰りで受けられます。

一般介護予防事業

【対象者】

65歳以上のすべての高齢者

【主なサービス内容（令和6年度）】

- ①週いち貯筋体操…筋力向上のため重錘バンドを使用した体操
- ②タッチですこやか脳チェック…タブレットによる認知機能チェック
- ③いきいき脳の健康講座…認知機能テストと認知症予防の講話
(全2回)
- ④フレイル予防教室…フレイル予防に関する講話と実技 (全6回)
- ⑤シニアのための栄養とお口の講座
…低栄養予防・オーラルフレイルについての講話と実技



～高齢者の総合相談窓口～ 地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが連携し、高齢者の生活・介護・認知症に関する相談など、いろいろな相談に応じ、総合的な支援を行っています。

四街道市地域包括支援センター

【担当地区】

四街道西中学校区・四街道北中学校区

【場 所】

四街道市鹿渡無番地 総合福祉センター分館

【開所時間】

月曜日～土曜日 8:30～17:15

※祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く

【連絡先】

電話043-420-6070 FAX043-424-6707



四街道市みなみ地域包括支援センター

【担当地区】

四街道中学校区・旭中学校区

【場 所】

四街道市和良比635番地4 わろうべの里2階

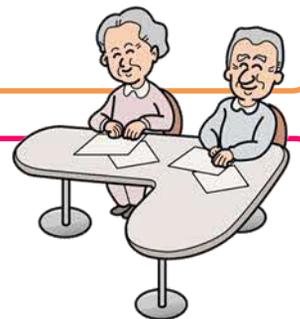
【開所時間】

月曜日～土曜日 9:00～17:15

※祝日、毎月第4月曜日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く

【連絡先】

電話043-497-5165 FAX043-497-5166



四街道市千代田地域包括支援センター

【担当地区】

千代田中学校区

【場 所】

四街道市池花2丁目22番4

【開所時間】

月曜日～土曜日 8:30～17:15

※祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く

【連絡先】

電話043-497-2430 FAX043-497-2431